

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 5 月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第49号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(311) 略 (312) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は <u>第31条の2第2項第15号ハ</u> 若しくは <u>第62条の3第4項第15号ハ</u> の規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～キ 略 (313) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は <u>第31条の2第2項第16号ニ</u> 若しくは <u>第62条の3第4項第16号ニ</u> の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～カ 略 (314)～(326) 略 2 略	(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)～(311) 略 (312) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第5号イ若しくは第63条第3項第5号イ又は <u>第31条の2第2項第14号ハ</u> 若しくは <u>第62条の3第4項第14号ハ</u> の規定に基づく宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～キ 略 (313) 租税特別措置法第28条の4第3項第6号若しくは第63条第3項第6号又は <u>第31条の2第2項第15号ニ</u> 若しくは <u>第62条の3第4項第15号ニ</u> の規定に基づく住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額 ア～カ 略 (314)～(326) 略 2 略

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成19年法律第19号）の施行の日から施行する。